

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました井坂 新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 県立障害者支援施設の民間移譲の方針を改めることについて

令和5年12月に策定した「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では、今後の県立障害者支援施設は、当事者目線の支援を確立するための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換し、施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障害者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立するとともに、その支援を実践できる専門人材の育成を進めることとしました。

こうした役割を果たすため、これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特色を生かせる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設は、これまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲するという方向性で整理しています。

県立施設としての役割を効果的、持続的に果たしていくためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能ですが、予算や人員配置などで、より効果的かつ持続的に役割を果たすことができる地方独立行政法人による運営が望ましいと考えており、令和8年4月の設立に向けて、調整を進めています。

また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定では、地域生活への移行を推進するための評価が拡充されたり、障害福祉サービスの報酬に上乘せする「処遇改善等加算」が一本化され、加算率が引き上げられるといった改善が図られてきたものの、障がい福祉現場で働く支援員の待遇は、他業種に比べるとまだ十分とは言えず、より一層の改善が必要と考えています。そこで、国に対して、重度化している障害者に対して適切な処遇やサービスを提供するため、実態を勘案した職員配置基準の見直しや、他の職種の給与水準と比較しながら更なる改善を図ることなどを要望しています。

なお、地域生活移行を促進するための取組や重度障害者を支援するために手厚い職員配置を行う取組について、県単独で補助を行っています。

● 強度行動障害のある方への支援について

強度行動障害の方に対する支援は、障害特性を踏まえて適切なアセスメントを行い、環境要因を調整していくことが必要で、特定の事業所や、特定の支援者だけで支えるには限界があることから、地域の中で複数の事業所や、関係機関が連携して支援を強化していくことが重要と考えています。

強度行動障害の方は、障害支援区分の認定調査を通じて、基本的に市町村が把握していますが、障害の特性や程度によって入所施設等の利用ができないといった、課題があると考えています。

そこで県では、今後行う、入所待機者の実態把握の中で、強度行動障害の方の把握を進め、その結果に基づいて対応策を検討していきます。

また、国では、障害者支援施設等、支援の現場で中心となる人材として「中核的人材」の養成を、今年度から始めています。

あわせて、来年度からは、強度行動障害の方を地域全体で支えるための体制づくりを担う「広域的支援人材」の養成を始める予定です。

強度行動障害の方に対しては、一人ひとりの障害特性を理解し、その方に合った適切な支援を行うことにより、行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができます。

そこで県は、政令市や中核市とも調整しながら、計画的に国の研修に受講者を派遣して専門的な知見を持った人材を育成し、民間事業者への配置を広げていきます。

こうした人材を、県立施設を含め、県内にバランス良く配置するとともに、強度行動障害の方の支援に関する研修の講師のほか、利用者支援に困っている事業所や施設に対するコンサルテーションにも携わっていただき、強度行動障害の方が県内で安心して暮らせるよう、サービス提供体制の拡充を図ってまいります。

● 子どもの意見表明の具体的な取り組みについて

「神奈川県こども目線の施策推進条例」では、全てのこどもが意見を表明することができ、その意見が適切に考慮されること等を基本理念に掲げ、教育機関をはじめとするこども・子育て支援機関等は、この基本理念にのっとり、こども及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとしています。

県では、今後、条例について広く県民、事業者、子育て支援機関等に対し普及啓発を進める中で、私立学校に対してこどもの意見表明機会の確保を含めて、周知を図り、こども目線の施策に社会全体で取り組んでいく機運を醸成していきます。

● 原子力空母ジョージ・ワシントンの再配備について

原子力空母ロナルド・レーガンから、原子力空母ジョージ・ワシントンへの交替にあたっては、推進機関の変更はないこと、従来ファクトシート等の諸文書を通じて米側が表明してきた安全性に関するコミットメントが、今般の空母交替によっても堅持されること等について、国から説明を受けています。

原子力艦の事故対策や住民の避難については、国は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」において、災害発生時に屋内退避や避難を実施する「応急対応範囲」や、緊急時モニタリングの実施とモニタリング結果に応じ、国の指導・助言の下で、屋内退避や避難等を行う考え方や手順を示しています。

また、県は、毎年度実施している「国の施策・制度・予算に関する提案」において、原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じることや、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ることなどを要望しているところです。

今後とも、原子力空母に関しては、適時適切な情報提供、国による放射能調査等を通じた安全航行体制の確保、必要な訓練等の防災対策の確実な実施等を国に求めてまいります。

新たに艦載機として配備されるオスプレイに関しては、原子力空母の交替に伴い、空母艦載機が C-2 輸送機から CMV-22 オスプレイに機種更新されたことは承知しています。

オスプレイについては、昨年 11 月に鹿児島県屋久島沖で墜落事故が発生するなど、基地周辺住民の方々の不安は払しょくされていないことから、オスプレイの安全性に関する情報を適時適切に提供するよう、引き続き国に求めてまいります。

また、オスプレイを含む航空機において、安全性は最優先の課題であり、日米両国政府が責任をもって万全の安全対策が取られるよう、関係自治体と連携して取り組んでまいります。

● 米軍以外の外国軍の軍人による事件・事故などの対応について

米軍以外の外国軍による自衛隊施設の使用については、国が直接対応すべきものです。よって、米軍以外の外国軍による自衛隊施設の使用に伴う、米軍以外の外国軍の軍人の扱いに関する取り決めや、事件・事故発生時の対応についても、国の責任において、直接国民に説明すべきものであるため、県として確認を行う考えはありません。

● 神奈川版ライドシェアの実施を中止することについて

神奈川版ライドシェアは、県内でタクシー不足が顕在化する中、市町村やタクシー会社と連携し、一般ドライバーを活用して、その解決を図ろうとするものです。

本年 4 月からの、三浦市を実施主体とする実証実験では、800 回を超える利用がある中、事故やトラブルもなく、アプリによる配車のマッチング率も約 20 ポイント向上し、タクシー不足問題の改善に有効な手段であると評価しており、ドライバーの方々も、空いている時間で地域に貢献したいといった方がほとんどです。

こうした実施状況を踏まえ、11 月 28 日に開催された、タクシー会社や労働団体等で構成される「三浦市地域公共交通会議」において、三浦市を実施主体とする本格実施へ移行することの合意が図られ、市は、市議会での審議を経て、12 月 17 日から令和 7 年 3 月末まで、本格実施に向けて試行していくこととしました。

神奈川版ライドシェアは、タクシー不足が生じている地域の移動の足を確保するための取組であり、県は、12 月 17 日以降も、利用促進に係る周知・広報など、三浦市の取組に積極的に協力していきます。

また、地域の公共交通の維持確保のため、他の市町村から実施したいという意向が示されれば、実証実験で得られたノウハウやデータを活用して、市町村やタクシー会社とともに導入に向けた検討を進めていきます。

● 訪問介護事業所等への県としての支援制度の創設について

○ 国への要望について

県は、今後ますます増加する介護ニーズに応えるため、介護職員の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた更なる改善を図るほか、2024 年度の介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問サービス事業者の人材確保、人材資質向上、定着支援に向けた支援方策を検討するよう国に要望しています。

○ 支援制度の検討について

訪問介護を含む介護サービス事業所は、国が定める介護報酬等を基本として運営しており、訪問サービスの基本報酬の引き下げは本県に限らず全国共通の課題であるため、県独自に支援することは考えていませんが、訪問サービスを利用する方に影響が生じないように引き続き国に要望してまいります。

● 災害発生時の医師の居住地での活動について

県内で大規模災害が発生した場合、発生直後の急性期には、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に加え、被災地域の診療所等に勤務する医師も、郡市医師会と市町村との事前の協定等に基づき、所定の救護所等において、医療救護活動を行うこととなっています。

この際、医療関係者からは、「より適切な医療を提供するために、平時からその地域に勤務し、医療体制に精通している医師が活動する方が望ましい」という意見を多くいただいております。被災地域から離れて居住する医師も、居住地ではなく、勤務地に参集して活動することとしています。

今後も、災害時のよりよい医療提供体制の構築に向けて、県医師会等の関係団体とも連携し、引き続き検討を進めてまいります。

総第3297号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました井坂新哉議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 工藤、黒崎
内線 8024

答 弁 書

● 子どもの意見表明の具体的な取り組みについて

○ 市町村教育委員会に対する取組について

公立小・中学校では、子どもたちが仲間とともに、よりよい学校の在り方や、学級でのルールづくりを考えるなど、学校生活を自分事として捉え、考える取組を行っています。

県教育委員会では、「神奈川県こども目線の施策推進条例」の趣旨も踏まえ、各市町村教育委員会を通じて公立小・中学校に対して、子どもの目線に立って、よりよい教育活動が行われるよう、更に促していきます。

○ 県立高校における取組について

県立高校では、例えば、生徒会とともに校則について話し合い、生徒の意見を反映して、見直しを行うなど、生徒主体の活動を進めていますので、県教育委員会として、条例の趣旨も踏まえ、引き続き、そうした取組を促してまいります。

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありましたすとう 天信
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 18歳（成人）を迎えた高校生世代への暴力や虐待に対する切れ目のない支援

○ 在学中に成人を迎えた生徒が相談を求めた事例について

児童相談所では、18歳以上の高校生等が親からの暴力等の虐待を受けているとして、相談（通告）を受けることは、年に数件程あります。

相談者が18歳以上の場合、児童相談所では児童福祉法に基づく一時保護や施設等への入所措置ができないため、ご本人の事情をよく聞いた上で、福祉事務所などの支援機関に確実につなげるとともに、民間のシェルターなども紹介しています。

また、相談者が20歳未満の場合は、児童福祉法に基づき、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）を利用し、安心して生活できる場を確保しながら、自立に向けた支援につなげています。

○ 記録と情報共有の面における対応強化について

児童相談所では、虐待事案に対し、児童福祉法に基づき、当該家庭に関する調査や一時保護、児童養護施設等の入所措置など、行政処分等の権限を行使し対応しています。

しかし、相談開始の時点で、当事者本人が18歳に達している場合は、法に基づく権限の行使ができないため、相談内容を丁寧に聞き、それぞれの事案に応じた支援機関にしっかりと引き継いでいます。

また、その際には、相談を受けた情報を支援機関と共有するとともに、記録も作成しており、保存期間は1年間としています。

○ 切れ目のない支援を実現する取組について

県では、子ども・若者の年齢の区分なく相談できる「子ども・若者総合相談センター」を設置し、若者が利用しやすいようLINEなどによる相談を行っており、それぞれの事案に応じた支援機関に丁寧につないでいます。

また、児童福祉法の改正により、今年度から、児童養護施設等の措置解除者等を適切な支援につなぐため、交流の場を提供したり、自立に向けた相談支援などを行う「社会的養護自立支援拠点事業」を実施しています。この事業では、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方や、18歳以上の若者も支援しています。

さらに、18歳以上の若者が親から暴力や虐待を受けた場合、福祉事務所や女性相談支援センターなどにおいて様々な支援を行うとともに、警察への相談を促したり、当面の居場所を提供し自立を支援する民間団体の支援にもつないでいます。

こうした取組により、若者が暴力や虐待などの困難に直面したり、生きづらさを感じた時に、いつでも悩みを相談できる体制を整備し、必要な支援にしっかりと繋いでまいります。

総第3298号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありましたすとう天信議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 工藤、黒崎
内線 8024

答 弁 書

● 県立高等学校における一人一台端末の整備

○ 生徒の学びを支える観点から果たすべき公の役割について

高校では、教科書や副教材は個人負担となっており、電子辞書など学習に必要なものも個人が購入しています。

こうしたことから、端末についても保護者負担を基本としていますが、経済的な事情などにより端末の準備が難しい場合は、学校で用意している端末を貸し出す対応を行っています。

○ 県による補助制度を整備することについて

物価高騰などにより家計への負担が増加している現状から、端末購入に際し、保護者負担の軽減が図られるよう、引き続き国への予算要望をしていきますが、その間、県による補助制度を整備することは、現時点では考えておりません。

なお、県教育委員会では、高校生等奨学給付金や高等学校奨学金（貸付）などの制度も設けており、制度の周知に努めてまいります。

○ 入学前、入学時の周知徹底及び気兼ねなく利用できる工夫・配慮について

経済的な事情などにより端末の準備が難しい場合には、端末の貸出しが可能であることについて、引き続き、学校説明会等の場で、中学生や保護者に周知をしていきます。

また、端末を貸与された生徒が、気兼ねなく利用できるよう、「管理用のラベルは目立たないように貼る」など具体例を示しながら、引き続き各学校に対し、配慮するよう促してまいります。

選管第213号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 様

神奈川県選挙管理委員会委員長 保阪 努
(公印省略)

質問趣意書について (回答)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました、すとう天信議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
選挙管理委員会
和田、臼井 内線 3179

答 弁 書

県選挙管理委員会としては、障がいの有無に関わらず誰もが円滑に選挙権を行使できるよう、投票環境の整備・向上に努めることは、大変重要であると認識しています。

ご指摘の投票支援カードについては、総務省がとりまとめた「障害のある方に配慮した選挙事務の事例」においても、障がい者の投票支援のために整備すべきものとして例示されており、これまでも、県選挙管理委員会では、市町村選挙管理委員会に当該事例集を周知し、導入を促してまいりました。

今年10月に行われた衆議院議員総選挙における県内市町村の投票支援カードの導入状況を調査したところ、県内33市町村のうち、13市町村で導入していることが分かりましたが、障がい者の投票支援の向上に資することから、全ての市町村で導入することが望ましいと考えています。

さらに、投票事務は市町村選挙管理委員会の事務であり、投票支援カードの作成についても、すでに導入している市町村をはじめ、それぞれの市町村選挙管理委員会が各市町村の実情に応じた工夫を取り入れることにより、当事者目線に立ったものが作成できると考えます。

以上のことから、県としてただちに投票支援カードを作成する予定はありませんが、今後も、引き続き総務省推奨の投票支援カード作成例の周知を行うとともに、県と市町村選挙管理委員会で構成する神奈川県選挙事務合理化研究会の場などを通じて、導入済みの県内市町村における好事例を横展開することにより、投票支援カードを導入していない市町村選挙管理委員会に対し、積極的な導入を働き掛け、障がい者の投票支援を促進してまいります。

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 大学等との連携について

少子高齢化や価値観の多様化などの影響により、複雑化する社会的課題を解決するためには、行政だけでなく、大学や民間企業、NPOなどとの連携が重要です。

こうした中、県では、県が抱える社会的課題を公表し、民間企業・大学・NPO等の多様な主体に対して、課題解決に向けた提案を募集するといった取組を進めてきました。

今後も、こうした取組を進めるとともに、さらに大学が持つ優れた研究力を活用するために、より積極的に大学等と協働した取組を推進したいと考えています。

その一つとして、県と包括連携協定を締結している5つの大学との間で、県や大学が認識する社会的課題を相互に共有し、協働での取組の検討につなげていきます。

そのほか、地域コミュニティにおける課題解決に向け、民間企業、NPO、若者団体などが集まる場において、コミュニティを専門的に研究している大学教授と直接意見交換することで課題の解決につなげるなど、大学の専門的な知見を様々な場面で活用していきます。

こうした取組を通じ、大学等との連携をさらに深めることで、社会的課題の解決に取り組んでまいります。

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました松長 泰幸議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 「103万円の壁の引き上げ」の神奈川県への影響について

2024年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、将来の賃金・所得を増やすための今後の取組として、いわゆる「103万円の壁の引き上げ」を行うことが明記されました。

この見直しが行われることにより、県民の税負担の軽減に伴う可処分所得の増加や、働き控えの解消に伴う人手不足の改善といった面で、一定の効果があると考えており、制度の見直し自体には賛同しています。

一方、この見直しに伴い、仮に地方税である個人住民税の基礎控除額が75万円引き上げられた場合には、総務省の試算では、地方全体で4兆円程度の減収になると見込まれており、これに基づく本県の試算では、本県の減収額は最大1,000億円近くになる可能性があります。

こうしたことから、県としては、「103万円の壁の引き上げ」に伴い、地方が担う行政サービスに支障をきたすことのないよう、地方税財政への影響を考慮すべきと考えており、全国知事会を通じて、地方の減収分を補填することなどを要望しているところです。

また、減収影響が生じた場合の対応について、現時点では、減収補填の仕組みを含め、制度の詳細が明らかとなっていないため、まずは、国による議論の動向を注視してまいります。

その上で、仮に減収補填措置が十分でない場合には、減収分の確実な補填に向けて、改めて国に要望を行うなど、県民生活に支障が生じないように対応してまいります。

● 海業と藻場再生のさらなる推進について

○ 海業の推進について

現在、県は、水産業を儲かるビジネスにするため、漁業を中心として観光業など他の産業と連携する海業の取組を進めています。

今年度、実施している「かながわ海業モデル創出事業」では、漁業者が主体となり、県内の各地域の特性を活かし、漁業者の所得向上につながる海業の成功事例の創出に取り組んでいます。

併せて、県内の海や漁港、漁村、水産物などが持っている海業に活用できる地域資源の掘り起こしも進めています。

今後は、こうした成功事例や、掘り起こした地域資源を活用して、海業に取り組もうとする漁業者に対し、海業への参入を希望する民間企業とのマッチングを促進したり、起業を支援するスタートアップセミナーを開催するなどして、漁業者の所得向上につながる海業の取組を推進していきたいと考えています。

○ 藻場再生の取組について

気候変動に伴う海洋環境の変化により、相模湾では海藻の森である藻場の8割近

くが消失し、いまだに減少傾向にあります。

こうした状況に対して、県は、成熟が早く、食害される前に繁殖できる「早熟カジメ」を海へ移植する方法で藻場の再生に取り組んでいます。

今後は、より多くの早熟カジメを海へ移植していくため、海への移植作業を担っていただく漁業者やマリナー事業者、ダイバー等をこれまで以上に増やし、藻場再生の取組を加速化させていきます。

また、マリナー事業者と連携して相模湾の沿岸に藻場を造成していく「ブルーカーボンベルト」の取組や、民間企業からの寄附で藻場を再生する「ブルーカーボン・海の森創出事業」も進めています。

さらに、磯焼けの現状やブルーカーボンの効果を県民の皆様にご覧いただくための意識啓発の取組も進めています。

引き続き、県民の皆様と力を合わせ、藻場の再生に取り組んでまいります。

総第3301号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました谷和雄議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 工藤、黒崎
内線 8024

答 弁 書

● 子どもの読書活動の推進について

県教育委員会では、神奈川県子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の推進に努めています。

本年3月には第五次となる計画を策定し、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の3つを重点として、様々な取組を進めています。

具体的には、やさしい日本語や多言語による読書活動の啓発や、県公式YouTubeチャンネルを活用した読書活動のPR、さらには、子どもたちが中心となった読書フォーラムなど特徴的な事例の情報提供等に取り組んでいきます。

県教育委員会では、こうした取組により引き続き、市町村や関係機関等との連携を図りながら、子どもの読書活動をより一層推進してまいります。

● 県立高校の再編・統合について

県立高校の再編・統合に当たっては、生徒数の動向に対応した学校数・学級数を確保することや、全県を5つに区分した地域を基本に再編すること等の考え方に基づいて進めています。

また、中学生の進路希望や高校タイプ等の地域バランス、生徒の通学利便性などに配慮した適正な配置、さらに、学校を核とした地域づくりの視点も勘案しています。

専門学科については、「将来のスペシャリストの育成」、「将来の地域産業を担う人材の育成」、「人間性豊かな職業人の育成」という3つの人材育成の視点に基づき、生徒の多様な進路希望に対応した教育に取り組むことが重要です。

また、その教育内容等については、産業教育について調査審議する県の附属機関である県産業教育審議会の意見も参考にして検討しています。

県立高校の専門学科については、こうしたことを踏まえ、産業界の動向や地域バランス、生徒のニーズ等を考慮し、他学科との併置も進めながら、適正な配置に取り組んでまいります。

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました小川 久仁子議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 就学前児童の状況把握について

県内の児童数の推移は、地域ごとに異なり、出生数が減少する地域がある一方、若年世帯が転入し、出生数が増加傾向にある地域があるなど、市町村ごとに少子化の状況は異なります。

出生数が増加傾向にある市町村は、子ども・子育て施策だけでなく、交通の便が良い、住宅価格が手ごろである、商業施設や公園などの住環境が良いなど、複合的な要因によるものであることから、子育て世帯にとって、何に魅力を感じ、住む地域を決める決め手は何なのか、多角的な視点で分析する必要があります。

県では、これまで、市町村独自の子育て施策に県が支援を行う子ども・子育て充実市町村提案事業など、結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援を実施していますが、今後は、市町村ごとに異なる、まちづくり・子育て施策、地域環境の推移が児童数の推移に与える影響について、市町村と意見交換を行い、地域の実情に応じたより効果的な少子化対策を検討してまいります。

● 認定こども園について

保育所や幼稚園が認定こども園に移行する場合には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づき、運営する法人が、県に対し認可・認定の申請を行い、審議会などの審査を経て、県知事が認可・認定する制度となっています。（政令・中核市はそれぞれの市が認可・認定を行います）

認定こども園への移行が進まない要因としては、幼稚園からは、「私学助成園と比べ、市町村から給付される運営費に制約が多い」といった声や、保育所からは、「保育ニーズのある子どもで定員が埋まっており、幼稚園のような教育ニーズのある子どもまで受け入れられない」といった声を聞きます。

国が幼稚園に対して実施した調査では、「事務量の増大や園の教育方針を継続できるか不安」との回答が多くなっており、業務負担、教育方針への影響など様々な面を考慮した上で、総合的に判断して認定こども園に移行しない選択をしている法人も一定数いると考えています。

また、現在は定員が充足している保育所においても、今後は、少子化の影響により、保育ニーズのある児童だけでなく、認定こども園へ移行し、教育ニーズのある子どもを受け入れ、養護と教育を一体的に行うといった多機能化のニーズに応じていく必要が生じる可能性も考えられます。

そのため、県としては、幼稚園や保育所を運営する法人の自主性を重んじつつ、法人が認定こども園への移行を希望する場合には、市町村と連携して、認可・認定を円滑に受けられるよう事前相談に乗ることや、施設整備費を支援するなど、認定こども園への移行を丁寧にバックアップしていきたいと考えています。

● 就学前未就園児について

未就園児については、国のこども大綱の中で、「幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく」と規定されています。国の「こどもまんなか実行計画」においても、「地方公共団体と協力し、乳幼児健診等の未受診など、関係機関が状況を確認できていないこどもの状況を把握する。また、支援を必要とする家庭については、こども家庭センターにおいてサポートプランの作成を行う等により、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進する」と規定されているところです。

県としては、国の動向も見すえつつ、まずは、市町村がこども計画策定のために実施しているアンケート調査や市町村へのヒアリングなどにより実態把握をしていきます。その結果をもとに、市町村会議の場などを活用して、課題認識を共有し、先進的な事例があればそれを横展開するなどにより、市町村と連携して未就園児のいる家庭への支援に努めてまいります。

政総第1900号
令和6年12月18日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和6年12月5日付け神議第1806号をもって送付のありました柳瀬 吉助議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 齊藤
内線 3026

答 弁 書

● 県主導のDX化、システム共同調達について

本県では、「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」を目指し、DX推進に向け、県と市町村の連携を強化しています。

具体的には、昨年11月からデジタル戦略本部室内に市町村向け「DX総合窓口」を設置し、DX推進における様々な課題等に関する相談に対して、県職員が外部専門家と共に市町村を個別訪問するなどし、助言や提案を行っています。

その中で、DXの旗振り役の不在、職員の意識やスキルの不足、自治体間での情報共有の必要性など、多くの市町村で共通する課題が明らかになってきました。

そこで、本県では、こうした課題を解決していくため、GovTech東京をはじめとした先行事例を調査・研究するとともに、県内の全市町村が参加する県市町村デジタル推進会議において議論を重ね、県が主導して情報システム等の共同調達に取り組むこととしました。

現在、多くの市町村から参加の意向が寄せられており、コスト削減や事務負担の軽減、運用に関するナレッジの共有などにおいて大きな効果が期待できる、AI-OCR、音声認識・議事録作成システム、RPA及びチャットツールの4つのサービスについて、令和7年度から共同調達を開始する準備を進めています。

今後も、本県では、県内市町村が抱える課題やニーズを丁寧に把握し、議論を重ねながら、市町村の負担を軽減し、県民サービスの向上を図るため、県全体のDXを加速させる取組を一層推進してまいります。